



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

〔府令・省令〕

〔省令〕

- 最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件
- 参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(同一二三)
- 衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件(同一四)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働一八一)
- 公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件(国土交通五七八)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(同四四)
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する法律(同四五)
- 特別措置法の一部を改正する法律(同四六)
- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(同四七)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(厚生労働八四)

- 児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八五)
- 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業四八)
- 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通四五)
- 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(防衛八)

- 農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について
- (厚生労働省・農林水産省・経済産業省)

◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第四五号)(内閣府本府)
1 目的に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」との文言の追加等を行うこととした。(第一条関係)
2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等
内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という)の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとした。(第三条関係)
3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に定める事項として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項等を追加することとした。(第四条関係)

〔告示〕

本号で公布された法令のあらまし

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(同五六)

(一九五)

- 道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(同四四)
- 道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(同四五)
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(同四六)

〔政令〕

〔規則〕

(国家公安委一四)

- 地方法團體
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
企業年金基金変更関係
裁判所
公示送達関係
官庁
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
地方公共団体
会社その他
会社決算公告

政 令

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は令和四年五月二十三日とし、同条第六号に掲げる規定の施行期日は令和五年一月一日とする。

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十五号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六条第一項及び第一百五条第一項、自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)第五条第二項並びに道路運送車両法の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備(第一条—第六条)

第二章 経過措置(第七条)

附則

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。第八条第一項ただし書中「自動車検査証記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。第十五条第一項第二号中「第二項並びに」を「第二項、」に、「並びに法第七十二条の三」を「第七十二条の三並びに第七十四条の五第一項」に改める。

(自動車登録令の一部改正)

第一条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「印字すること」を「印字又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「記載」を「記録」に改める。

(道路交通法施行令の一部改正)

第四条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「保安基準適合標章」を「記録され、又は保安基準適合標章に「同じ。」又は「同じ。」若しくは」に改め、同条第二号中「保安基準適合標章又は」を「記録され、又は保安基準適合標章若しくは」に改める。

(自動車重量税法施行令の一部改正)

第五条 自動車重量税法施行令(昭和四十六年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「記載される」を「記録される」に改め、同項第三項第一号中「ささえられる」を「支えられる」に、「記載される」を「記録される」に改め、同項第二号中「記載される」を「記録される」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第六条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項並びに別表第二の一の項及び四の項中「記入された」を「記録された」に改める。

第二章 経過措置

第七条 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日は、令和五年十二月三十日とする。

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和五年一月一日)から施行する。

附則

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 恭之

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

環境大臣 山口 勝

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。